



11月9日(金)～15日(木)

## 秋の火災予防運動が始まります

冬を迎えるにあたり、暖房機器などの使用が増え、空気も乾燥し、火災の発生しやすい季節ですので、火の取り扱いなどには十分ご注意ください。

また、消防署では随時、町内会や事業所などを訪れ、防災訓練や防火防災に関する防火座談会を実施しますので、お気軽に申し込みください。

### 11月9日は「119番」の日

#### 「119番通報」は落ち着いて正確に

通報の際は、落ち着いて次の4つを正確に伝えてください。

また、耳や言葉が不自由な方のために「119番FAX通報システム」を導入しています。必要事項を記入し、FAXで119番をダイヤルしてください。



- ①火災か救急かはっきり伝える
- ②住所や場所を正確に伝える
- ③火災、救急(事故)の状況を分かりやすく伝える
- ④通報者の氏名、連絡先を伝える

※係員に聞かれたことを落ち着いて話してください

☎ 消防本部予防課指導係 ☎ 361-1617

#### 住宅用火災警報器の設置・点検を

平成20年6月からすべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。まだ設置していない方は早急に設置してください。また、すでに設置している方は、点検や手入れを行い、維持管理に努めてください。



#### 高齢者世帯に住宅用火災警報器を配布します



宮城県消防設備協会から市に対して寄贈された住宅用火災警報器を高齢者世帯に配布します。

**対象** 65歳以上の高齢者のみでお住まいの世帯で、住宅用火災警報器が未設置または設置から10年を超えている方

**配布数** 50セット※申込多数の場合は抽選

**申込期限** 11月9日(金)必着

※申込方法などは、市役所案内コーナー、長寿社会課(壱番館庁舎1階)で配布する申込用紙をご覧ください。

☎ 市民安全課防災係 ☎ 355-6491

## 塩竈市津波被災住宅再建支援事業の申請は平成33年3月31日まで

東日本大震災の津波により被災した世帯で、市内に住宅を建設・購入した場合、取得経費や資金借入に伴う利子相当額を補助する「津波被災住宅再建支援事業」を実施しています。対象となる方で、申請がまだ済んでいない方は、早めに申請をお願いします。



名称	対象	概要	補助上限額
①住宅取得	金融機関から資金を借り入れせずに住宅を取得した方	住宅の取得に要した経費を補助	250万円
②住宅・土地取得	金融機関から資金を借り入れて住宅・土地を取得した方	住宅の取得に要した経費と借り入れにかかる利子相当額を補助	708万円
③住宅・土地取得 (がけ地近接等危険住宅 移転事業の遡及適用)	浦戸寒風沢・桂島の一部が災害危険区域に指定される前に、同地区から市内のほかの地区に移転した方	住宅の取得に要した経費と借り入れにかかる利子相当額を補助	708万円

## 災害援護資金貸付金の償還に係る相談を受け付けています

災害援護資金貸付金の償還計画の償還時期が到来する前の措置期間中に、償還金の全額または一部を繰り上げて償還する「繰上償還」を実施できます。

措置期間中は利子がかかりません。この期間中に繰上償還を実施することで、利子を少なくすることができます。

また、償還方法に関する相談がある場合は、電話予約の上、8:30～17:15(土日祝日を除く)に壱番館1階生活福祉課までお越しください。

☎ 生活福祉課総務係 ☎ 364-1131